

米国利上げ後に予想される市場環境の変化

2016年12月

※クレディ・スイス社及びミレニアム・グローバル社の情報を基にSBIアセットマネジメントが作成

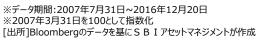
- ◆ 12月14日 (現地時間) に米連邦準備制度理事会 (FRB) による利上げが実行されました。今回の利上げは市場の想定通り だったものの、新たに発表された2017年の利上げ想定回数が予想を上回るペースであったことが、市場にとってサプライズとなりました。
- ◆ 本レポートでは、米国の利上げ後のリート市場および新興国高金利通貨の見通しをお伝え致します。

米国リートの今後の見通し

Point

- ① 良好な経済、インフレ見通しを反映して、現状、金利水準の大幅な上昇はないものと予想
- ② 利上げ後も底堅いテナント需要により、リートは中長期的に見て魅力的な投資先であると考える
- ◆ 2015年12月に続き、FRBは2回連続となる0.25%の政策金利の引き上げを決定しました。今回最も注目されたのは、2017年に想定される利上げの回数が従来の2回から3回へと増えたことです。しかしながら、クレディ・スイス社では財政措置の不確実性を考慮し、2017年の利上げは2回に留まるだろうと予想しています。また、過去1カ月間の大幅な金利上昇を考慮すれば、現状の金利水準は既にいくらか良好な経済及びインフレ見通しを反映していると考えており、今のところ金利水準の大幅な上昇は予想していません。リートの値動きは長期金利の変動と高い相関がありますが、米国10年債利回りは現状の水準に留まると見ており、不動産利回りおよびリート価格に更なる悪影響を及ぼすとは考えていません。
- ◆ 一方で、減税とインフラ投資を合わせた財政支出の規模が未だ不透明であることなどから、比較的期間の長い金利の予測は変動の激しいものとなっています。現在、米国上場リート価格から導かれる不動産利回りが6%超高い水準を維持していることなどから、リート価格に対する押上げあるいは下押し圧力は弱まっていると見ています。とはいえ、米国、世界経済は緩やかながらも回復基調にあり、商業用不動産の賃料水準は上昇傾向を維持していることから、米国不動産市場におけるテナント需要は引き続き堅調であると見られています。







※米国リート指数: S&P米国REIT指数※データ期間:2011年1月3日~2016年12月20日※米国リートは2011年1月3日を100として指数化[出所]Bloombergのデータを基にSBIアセットマネジメントが作成

○本資料は、SBI アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

米国利上げ後に予想される市場環境の変化

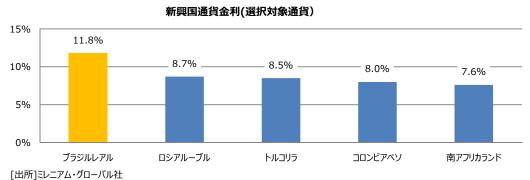
2016年12月

※クレディ・スイス社及びミレニアム・グローバル社の情報を基にSBIアセットマネジメントが作成

新興国高金利通貨の今後の見通し

Point

- ① 原油価格の上昇が資源国通貨にとってのサポート材料
- ② 新興国高金利通貨の実質利回りは既に米国の金利上昇を織り込んだ水準で推移
- ◆ ミレニアム・グローバル社では、今回のFRBの利上げサイクルの加速化を受けて、新興国高金利通貨にとっては以下に挙げる 3つの点に注目する必要があると考えております。
 - ①:ロシアルーブル、コロンビアペソ、ブラジルレアル、南アフリカランドなどの資源国通貨にとっては重要な商品市況の最近の上昇が、対米ドルとの連動(米ドル高/新興国通貨安)を抑えている点です。最近の商品市況で最も市場関係者を驚かせた材料はOPEC総会での減産合意による原油価格の上昇です。原油価格の上昇は来四半期以降、今後の増産を誘い最終的には原油価格下落につながると思われますが、今後3カ月のロシア、コロンビアにとっては交易条件改善を促し、通貨にとってのサポート材料となると思われます。
 - ②:米国金利の上昇による幅広いドル高はすべての新興国通貨にとっては好ましくはない一方で、いくつかの新興国高金利通貨は既に割安レベルにあるという点です。特に南アフリカランド、メキシコペソは実質実効為替レートでも歴史的な割安レベルに位置し、ブラジルレアルも最近の著しい上昇を加味しても依然として適正レベルに位置しています。
 - ③:米国金利の上昇はこれまで新興国高金利通貨にとって追い風となっていた世界的な利回り追求志向を後退させる一方、新興国の実質利回りは米国の実質金利水準と比較して、既にそれを織り込んだ十分なリスクプレミアムを提供している点です。ブラジルは2017年1月までに0.5%の利下げが想定されますが、引き続き他の新興国高金利通貨と比べ高い金利水準にあり、ロシアルーブルは12月に利下げが予想され、来年6月まで続くと想定されるディスインフレにも十分対処できる金利水準にあります。南アフリカはインフレも山場を越え7%の政策金利を継続すると思われ、引き続き実質金利がサポート材料となると思われます。一方トルコでは最近の利上げにもかかわらず、通貨安によるインフレ懸念、財政姿勢から低い実質金利が続いています。
- ◆ このように各国による適切な金融政策や商品市況の恩恵は、米国の利上げサイクル加速による新興国高金利通貨への影響を緩和させると思われます。また相対的に高い実質金利水準や米国の量的緩和解除議論がなされた3年前と比較して、著しく改善した対外収支状況も新興国高金利通貨にとっては米国金利上昇に対する備えとなりそうです。



※2016/11/28~2016/12/5のインプライド金利の平均値を使用

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

情報提供資料グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(毎月分配型)関連レポート



米国利上げ後に予想される市場環境の変化

2016年12月

ご留意事項

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の 投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべ て投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価 額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

●価格変動リスク

本ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引等を通じて、実質的にETF等値動きのある有価証券等に投資をします。実質的 な投資対象となるETFの価格は、組入れリート発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響され、当 該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収出来なくなることもあります。この場合、本ファンドの基準 価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

● カバードコール戦略に伴うリスク

本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が採用するカバードコール戦略では以下のリスクがあります。

- ・グローバル・リートETFへの投資とそれぞれのETFを参照するコール・オプションの売りを組み合わせるグローバル・リート・カバードコール戦略では、各リートETF の価格が上昇した場合でも、それぞれのコール・オブションの権利行使価格以上の値上り益は放棄することになります。その場合、オプション・プレミアムは受取 ることができるものの、グローバル・リートETFに投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。
- ・選択通貨への投資と円に対する選択通貨のコール・オプションの売りを組み合わせる通貨・カバードコール戦略では、選択通貨が円に対して上昇した場合で も、コール・オプションの権利行使価格以上の値上がり益は放棄することになります。その場合、オプション・プレミアムは受け取ることができるものの、選択通貨 に投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。
- ・コール・オプションの売りを行うことにより得られるオプション・プレミアムの水準は、当該売りを行う時点の価格水準や権利行使水準、価格変動率(ボラティリ ティ)、権利行使価格までの期間、金利水準、配当(分配)水準、需給等複数の要因により決まりますので、当初想定したようなオプション・プレミアムの 水準が確保できない可能性があります。
- ・売却したコール・オプションの評価値は、売却後に価格水準やボラティリティが上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被り、ファンドの基準価 額が下落 することがあります。
- ・各カバードコール戦略の投資成果は、オプション取引の権利行使日の価格によって決定されるものであり、権利行使価格までの間に価格が権利 行使価格 を超えたとしても、その後下落すれば権利行使価格までの値上がり益を享受できない場合があります。
- ・各カバードコール戦略において、特定の権利行使期間で価格が下落した場合、再度カバード・コール戦略を構築した場合の値上がり益は、戦略 再構築日 に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後に当初の水準まで価格が回復しても、本ファンドの基準価額 の回復は緩慢になる 可能性があります。

●スワップ取引に関するリスク

- ・本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引は、ファンドの資産の全額を証拠金として相手方に差し入れ、グローバル・リート ETFと為替取引のプレミアム戦略の投資成果を享受する契約ですので、スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により、当初の契 約どおりの取引を実行できず損失を被るリスクがあります。
- ・投資対象とする外国投資信託証券は、スワップ取引の相手方が現実に取引するグローバル・リートETFやオプション取引については何らの権利も有しておりま せん。
- ・投資対象とする外国投資信託証券では、スワップ取引の相手方から日々当該外国投資信託証券の純資産相当額の担保を受取ることでスワップ取引の 相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将 来の投資成果を享受することは出来ず、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。

● 為替リスク

本ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引等を通じて、実質的に外貨建て資産に投資するため、為替変動のリスクが生じま す。また、本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。従って、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可 能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。また、為替取引・プレミアム戦略において、選択通貨金利が米ドル金利より低いときに は、これらの金利差相当分がコストとなります。なお、直物為替先渡取引(NDF)を利用し為替取引を行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や対 象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この場合、ファンドの基準価額の値動きは、実際の当該 選択通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

● カントリーリスク

実質的な投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制や税制が変更されたり、新た な税制が適用される場合があります。さらに、外国政府の資産の没収、国有化、差し押さえなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が 下落する恐れがあります。

●流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚 み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不 利な条件での売買を強いられることとなったりデリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。

※リスクは上記に限定されるものではありません。

情報提供資料グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(毎月分配型)関連レポート



米国利上げ後に予想される市場環境の変化

2016年12月

ご留意事項

●その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は計算期間に生じた収益を 超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

●リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引について は、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているかを日々モニタリングしています。

情報提供資料グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(毎月分配型)関連レポート



米国利上げ後に予想される市場環境の変化

2016年12月

お申込みメモ	
購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した金額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して6営業日目以降のお支払いとなります。
購入·換金申込 受付不可日	ニューヨークの証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	平成30年6月18日(月)(設定日:平成25年6月28日)信託期間の延長が有利であると認めたときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	主要投資対象とする外国投資信託証券が償還となる場合、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金は決算日から起算して5営業日以内に支払いを開始します。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 | 購入申込金額に3.24%(税込)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの日々の純資産総額に<mark>年1.2312%</mark>(税抜:年1.14%)を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分 は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)

運用管理費用(信託報酬)		年1.2312%(税抜:年1.14%)
内訳	(委託会社) (販売会社) (受託会社)	年0.5940%(税抜:年0.55%) 年0.5940%(税抜:年0.55%) 年0.0432%(税抜:年0.04%)
投資対象とする外国投資信託証券の 信託報酬等*1		年0.64%
宝質的な負担**2		年18712%(税込)程度

- ※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大 のもの(年率0.64%)を表示しております。
- ※2 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、 投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬になります。

その他の費用 及び手数料

アンドの監査費用、有価正券売買時にかから売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価正券 届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・日刷費用等)が記せり産りかれます。 なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにい変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの関係法人		
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図及び運用報告書の作成等を行います。) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンド財産の保管・管理等を行います。)	